

解説



米国におけるIFRSの組込みに関する動向

米国財務会計基準審議会（FASB）国際研究員 かわにし やすのぶ
川西 安喜



2011年11月15日、米国財務会計基準審議会（FASB）の母体組織である財務会計財団（FAF）から、2011年5月26日に米国証券取引委員会（SEC）が公表したスタッフ・ペーパー「考えられる組込方法の探求」に対するコメント・レターが提出された。

また、同年11月16日には、SECか

ら「米国会計基準とIFRSの比較」及び「実務におけるIFRSに関する分析」の2つのスタッフ・ペーパーが公表された。

本誌では、FASB国際研究員の川西安喜氏に、これらのペーパーについて解説していただいたので、是非ご一読いただきたい。

（編集部）

コンドースメント・アプローチに関するFASBの母体組織の見解

はじめに

2011年11月15日、米国財務会計基準審議会（FASB）の評議員会の母体組織である財務会計財団（FAF）は、米国証券取引委員会（SEC）が米国の発行企業の財務報告制度への国際財務報告基準の組込みに関する検討のためのワーク・プランの一環として2011年5月26日に公表したスタッフ・ペーパー「考えられる組込方法の探求」（以下「スタッフ・ペーパー」という。）¹に対するコメント・レターを提出した。

FAFは、1972年に設立された、FASBと政府会計基準審議会（GASB）の監督、管理、及び資金調達について責任を負う、独立の民間の組織である。FAFは、FASBとGASBを通じ、財務会計及び財務報告に関する基準を開発又は改善し、投資家その他の財務報告書の利用者の意思決定に有用な情報を提供する財務報告を促進している。

本稿では、このコメント・レターについて解説する。FASBのボード・メンバーやスタッフが、個人の見解を表明することは奨励されており、本稿では、筆者個人の見解が表明さ

れている。会計上の問題に関するFASBの公式見解は、厳正なデュー・プロセス、審議を経たものに限られている。

IFRSの組込みに関して米国が進むべき道

FAFの評議員会は、米国の資本市場のための会計基準設定活動が進むべき適切な道についての見解を精緻化した。FAFの評議員会は、高品質の、投資家に着目した国際的な財務報告基準の継続的な開発活動が進むべき道として、米国会計基準に国際財務報告基準（IFRS）を組み込む

アプローチを支持している。この支持と整合するように、評議員会は、スタッフ・ペーパーにおいて示されたIFRSの組込方法（以下「コンドースメント・アプローチ」という。）に対して、数多くの修正を提案している。FAFの評議員会が提案するアプローチは、後に詳述するが、国際的な会計基準が時間をかけて米国会計基準の基礎となることが前提とされている。

評議員会の見解は、以下を反映したものである。

- IFRSと米国会計基準の収斂に関連する、近年の価値ある重要な前進
- 他国におけるIFRSの採用又は組込みの程度
- SECのワーク・プラン（スタッフ・ペーパーを含む。）
- 関係者とのディスカッション及びSECに提出されたコメント・レターのレビュー
- SECとの継続的なディスカッション

SECのスタッフによるコンドースメント・アプローチ

FAFの評議員会は、SECのスタッフによるコンドースメント・アプローチの主要な目的は、次のとおりであると理解している。

- 一定の長期間にわたり、IFRSに基づく1組のグローバルな会計基準に向けて前進すること。
- 国際的な会計基準の継続的な開発において、SECとFASBが主要な役割を果たし続けることを確実にすること。
- 米国会計基準を維持し、グローバルな会計基準の将来の前進に関する不確実性に対処できるように、米国における会計基準の開発につ

いて、規制当局に柔軟性を持たせること。

SECのスタッフによるコンドースメント・アプローチは、米国にIFRSを組み込むに当たっての基本概念をいくつか示している。FAFの評議員会は、このアプローチを更に精緻化することにより、これを改善し、米国の関係者が示している懸念に対処することができると考えている。以下では、コンドースメント・アプローチの主要な基本概念であるとFAFの評議員会が考えている内容と、コンドースメント・アプローチにおいて、更に精緻化するメリットがあるとFAFの評議員会が考えている内容をまとめている。

【IFRSの組込みに関する基本概念】

- 米国がグローバルな会計基準の継続的な開発にコミットしていることを示す。
- 米国の財務報告における法律上の基礎として「米国会計基準」を維持することにより、米国会計基準に準拠することが具体的に定められている米国の法律、規制、及び契約文書に新しい会計基準を導入することのコストと複雑性を回避する。
- 米国の資本市場において適用される会計基準について主権を維持する。コンドースメント・アプローチでは、IFRSの組込みに当たり、米国内の承認プロセスを設けることとされている。
- グローバルな財務報告制度に向けて前進がみられるにもかかわらず、国や文化による差が引き続き存在する可能性が高いことを認識する。この結果、共通の財務報告基準に基づく、比較可能性が高い、高品質の会計基準を開発すること

が、当面の現実的な目標となる可能性がある。

- 米国会計基準からIFRSに基づく国際的な会計基準の共通のプラットフォームへの緩やかな移行をもたらす。

【精緻化の余地がある領域】

米国の関係者は、コンドースメント・アプローチについて、いくつかの重要な懸念を示している。その中には、FAFの評議員会も対処する必要があると考える、次のようなものも含まれている。

- 米国会計基準の開発が国際機関によって行われるため、米国の資本市場において、SECによる投資家保護を確実にする能力が減じられる。コンドースメント・アプローチの下では、SECは、米国における会計基準の開発に直接的に影響を持つ唯一の規制当局から、国際的な会計基準開発に間接的で共有された影響力を持つ複数の規制当局の中の1つに変わることになる。
- 早い段階で国際機関に重要な権限を移転することになる。世界中におけるIFRSの採用又は組込み及び世界各国の財務報告制度は、今でも進化を続けている。財務報告基準の目的に関して、世界中で合意されていることは限られており、IFRSに基づく財務報告の適用、監査、及びエンフォースメントについて、世界中で整合していることも限られている。米国会計基準に関する主要な権限をこの段階で移転することは、より漸進的なアプローチを採用した場合であれば軽減できる可能性があるリスクに米国の資本市場をさらすことになる可能性がある。

■ 米国の会計基準設定主体の役割と影響力を減じる結果、米国内外の財務報告基準の品質に影響が出る可能性がある。米国の資本市場は、投資家保護に着目した強力かつ積極的な規制当局、投資家に着目し、独立に開発された会計基準の長い歴史、及び、慎重な監査制度を通じて確立された財務報告制度のメリットを独自に享受してきた。IFRSの開発に当たり、IASBは、米国その他の主要な資本市場のように堅固に発達していないさまざまな市場のニーズに応えるよう、圧力を受け続けることになる。スタッフ・ペーパーにあるように、米国の会計基準設定主体の役割を減じることは、世界で最も堅固で透明性のある資本市場に参加する投資家のために会計基準を改善するに当たり、米国会計基準と米国の会計基準設定主体が提供してきた、良い意味での影響力を弱める可能性がある。

IFRSの組み込みに関する FAFの提案

FAFの評議員会が提案するIFRSの組み込みに関するアプローチは、SECのスタッフによるコンドースメント・アプローチの基本概念を織り込むと同時に、さまざまな米国の関係者の懸念に対処している。FAFの評議員会が提案するアプローチは、1組のグローバルな会計基準は追求に値する目的であるものの、予見可能な将来における、より現実的な目標は、最も発達した資本市場間で、共通の国際的な会計基準に基づき、比較可能性が高い（ただし、必ずしも同一ではない）財務報告基準を開発することにあるとの信念を前提としている。

【米国の組み込みへのコミットメント】

FAFの評議員会が提案するアプローチは、米国の財務報告を改善するか、米国会計基準の財務報告の品質を維持しつつ、会計基準のグローバルな比較可能性を高めるような、独立に開発され、投資家に着目した国際的な会計基準を米国会計基準に組み込むモデルである。FAFの評議員会が提案するアプローチでは、米国の資本市場における財務報告及び会計基準の開発に関する主権を米国が維持し、IFRSという共通のプラットフォームに基づく財務報告基準がグローバルに調和化することのメリットを認識しているSECとFASBが、影響力のある役割を果たすこととなる。

FASBと国際会計基準審議会（IASB）は、MoUにおける共同プロジェクトを完了させることとなる。しかし、FASBは、新たにIASBのアジェンダに追加されたプロジェクトについて、2者の共同で会計基準を開発することはなくなる。米国は、FASBが積極的に関与しながら、IASBがこれらの会計基準を開発するのを待つこととなる。また、FASBは、米国会計基準とIFRSの間に残る重要な差異に対処するためのプロセスを開発することとなる。

FAFの評議員会は、このアプローチは、グローバルな会計基準設定プロセスにおいてFASBが参加する方法に関する重要な変更であるものの、慎重に考えられた変更であると考えている。以下、個々の要素について詳述する。

IFRSが米国の投資家のニーズを満たすことを確実にしめる上で重要なことは、IASBの会計基準設定活動における米国の積極的な関与と、米国による支持である。FAFの評議

員会が提案するアプローチは、米国の資本市場におけるIFRSの会計基準の適切性をFASBが評価する上で十分な規準が定められることが想定されている。

① 国際的な会計基準設定活動における米国の積極的な関与と米国による支持

米国の積極的な関与は多面的なプログラムとなり、次の内容を含む可能性が高い。

■ FASB（及びその他の主要な資本市場の会計基準設定主体）のボード・メンバーは、議決権を持たないIASBのオブザーバーとなり、IASBの審議に参加する権利が与えられる。

■ IASBのアジェンダ及びプロジェクト（デュー・プロセス、投資家等へのアウトリーチ、及び審議を含む。）について、ディスカッション、レビュー又はインプットをするために、FASBとIASBで定期的な会合を持つ。

■ IASBの全てのアジェンダ項目及び会計基準について、FASBは、IASBと協力して、米国におけるデュー・プロセス、関係者へのアウトリーチ、及びポスト・インプリメンテーション・レビューを実施する。このようなデュー・プロセスへのIASBの参加、並びに、FASBによるデュー・プロセス及びアウトリーチ活動について、FASBが定期的にIASBにフィードバックするためのメカニズムを開発する必要がある。その他の主要な資本市場の会計基準設定主体が、必要となるインフラ、専門能力、及びリソースを有している場合、IASBと協議の上で、その国におけるIASBのアジェンダ項目に関

するデュー・プロセス、関係者へのアウトリーチ、及びポスト・インプリメンテーション・レビューを実施する責任を引き受ける可能性がある。

② 評価規準

FAFの評議員会が提案するアプローチでは、国際的な会計基準を米国会計基準に組み込むかどうかを決定するに当たり、国際的な会計基準及びIASBの会計基準設定プロセスを誠実に評価するための適切な規準について、幅広い合意を求めることとなる。新しい、主要な国際的な会計基準は、既存の米国の財務報告の品質を改善する場合に、米国会計基準に組み込むべきである。既存の財務報告を改善するかどうかという考え方は、これまでFASBの会計基準設定活動の指針となってきたものである。

米国の財務報告の品質を維持しつつ、財務報告のグローバルな比較可能性を高める場合にも、国際的な会計基準を米国会計基準に組み込むことになる。右の枠内に示す評価規準の候補は、FASBの会計基準設定活動の指針となってきたものであり、財務報告の品質を改善するか、少なくとも維持していることを示唆している可能性がある。

【MoUと関連するプロジェクト完了後の、FASBの会計基準を開発する役割】

FAFの評議員会が提案するアプローチでは、IASBとFASBが現在、共同で取り組んでいるMoUプロジェクト（及び関連する共同プロジェクト）が完了した後、FASBは、前述のIASBの活動に対する積極的関与を条件に、IASBのアジェンダにあるプロジェクトについて、2者の共同で会計基準を開発することはなくな

投資家第一：外部財務報告の主たる目的は、投資家その他の資本提供者の意思決定に有用な情報を提供することにある。したがって、会計基準を組み込むかどうかを評価するに当たっては、その会計基準が財務報告の主たる目的を達成しているかどうか（すなわち、その会計基準が、プルデンシャル規制その他の公共政策上の関心に基づくものではなく、最も堅固で透明性の高い資本市場における投資家その他の資本提供者の情報ニーズを満たすように設計されているかどうか）を考慮しなければならない。

独立な会計基準の開発：米国会計基準の完全性は、意思決定において客観性及び独立性を有する独立の機関によって設定されているかどうかに依存している。組込みを検討している会計基準が、その開発を取り巻く政治的な圧力により著しく変更されたか、その品質が著しく減じられているかどうかを考慮しなければならない。

十分な参加型のデュー・プロセス：積極的に関係者を参加させる、十分に徹底した、透明性のあるデュー・プロセスは、高品質の一般に認められた会計基準をもたらす可能性が高い。米国会計基準に新たに会計基準を組み込むかどうかを評価するに当たり、調査の範囲と検討されたさまざまな報告モデル、関係者（投資家その他の資本提供者、作成者、及び監査人）へのアウトリーチの十分性、並びに、審議のプロセスの公開性及び厳格性を含み、デュー・プロセスの徹底度合いを考慮しなければならない。

費用対効果：新しい会計基準を公表するかどうかを評価する上で重要なことは、提案する変更を発効させることにより見込まれる便益に費用対効果があり、既存の会計基準の体系を改善するかどうかを決定することである。新しい会計基準を組み込むことによる米国会計基準への変更が、米国の財務報告制度にとって費用対効果があるかどうかを検討しなければならない。

指針の明瞭性と十分性：財務報告基準の主たる目標の1つは、一貫性のある比較可能な財務報告である。したがって、米国会計基準に新たに会計基準を組み込むかどうかを評価するに当たって考慮すべき重要なことは、会計基準をそのままの形で公表した場合に、一貫性と統一性をもって適用されるように、指針に十分な明瞭性があるかどうかを評価することである。

る。米国は、FASBが積極的に関与しながら、IASBがこれらの会計基準を開発するのを待つことになる。

また、MoUと関連するプロジェクトが完了した後、FASBは、投資家その他の関係者と共に、米国会計基準とIFRSに残存する重要な差異をレビューするプロセスに取り組むことになる。重要な差異が特定され、国際的な会計基準を採用することが米国会計基準を改善することになるか、米国会計基準の品質を維持しつつ、グローバルな比較可能性を高めることになると合理的に考えられる場合、FASBは、その国際的な会計基準を米国会計基準に組み込む可能

性について、徹底したデュー・プロセスを実施することになる。

【米国の会計基準設定主体の権限】

規準を満たす国際的な会計基準は米国会計基準に組み込むというコミットメントの下で、FASBは、独立の会計基準設定主体としての権限を維持することになる。この権限には、IASBのアジェンダには載っていないものの、米国の資本市場において極めて重要なプロジェクトについて、独自にFASBのアジェンダに追加することや、国際的な会計基準が、適時に公表されないか又は米国の投資家を保護する上で十分に詳細ではない場合に、独自に適用指針を公表す

ることが含まれる。

【各国会計基準設定主体の役割の拡大】

現在、世界の主要な資本市場の会計基準設定主体は、IASBに対し、より積極的かつ影響力のある役割を果たそうとしている。FAFの評議員会が提案するアプローチは、国際的な会計基準の開発において全ての国の会計基準設定主体の役割を拡大するための具体的なモデルを示していないが、そのようなモデルを開発することが奨励される。

【国際的な会計基準の設定のための米国での資金調達】

FAFの評議員会は、米国がIFRSを米国会計基準に組み込むことを決定した場合、IASBの事業予算の適切な米国割当分について資金調達を行うための適切な手段を設ける必要があると考えている。IASBの資金調達にはFAFの権限が及ばないものの、FAFは、IASBの事業予算のうちの適切な米国割当分について適切な資金調達メカニズムを開発する取組みを支援する予定である。

【米国の会計基準設定機能に関する定期的なレビュー】

FAFの評議員会が提案するアプローチでは、単一の組のグローバルな会計基準に向けた動きは、緩やかなプロセスであり、国を越えて統一性と比較可能性を有しているグローバルな会計基準という最終形態に達するまでには、現実的には何年もかかる

ことが想定されている。FAF、SEC、及びFASBは、定期的に、米国の会計基準設定主体の役割を見直し、国際的な会計基準と、これを取り巻く適用方法、エンフォースメント、監査実務について、米国の会計基準設定主体の役割を変更させるほどにまでグローバルな一貫性が達成されているかどうかを判断すべきである。一案としては、米国がIFRSを組み込んだアプローチに移行することを決めてから5年後に、最初の見直しをすることが考えられる。

FAFの結論

FAFの評議員会は、米国会計基準を改善し、世界中で高品質の、投資家に着目した財務報告基準の比較可能性と一貫性を高める組込アプローチを全面的に支持している。このコメント・レターでFAFの評議員会が提案する組込アプローチは、これらの目的を果たす上での、定義された現実的な進むべき道を示している。

FAFの評議員会が提案するアプローチは、米国の資本市場において投資家保護を促進するというSECの主たる責任を補完し、米国の資本市場への投資家が必要とする財務情報を提供する会計基準を開発するという、米国の会計基準設定主体の使命を補強している。重要なことは、このコメント・レターで提案するアプローチが、コンドースメント・アプロ

チの目的を達成すると同時に、グローバルな会計基準に向けた米国の継続的なコミットメントを適切に進める、慎重に考えられた一步であるということである。

おわりに

スタッフ・ペーパーはSECのスタッフが作成したものであり、SECが公式に承認したものではない。本稿執筆時点では、SECは、米国の発行企業の財務報告制度にIFRSを組み込むかどうか、また、組み込むとした場合の方法について意思決定を行っていない。スタッフ・ペーパーとこれに寄せられたコメントは、SECが意思決定を行うに当たっての判断材料となる予定である。

〈注〉

- 1 このスタッフ・ペーパーの解説については、拙稿「解説 IFRSの組込みに関する米国SECのスタッフ・ペーパー」(『会計・監査ジャーナル』No. 673、2011年8月号39～46頁)を参照されたい。

[参考文献]

Financial Accounting Foundation, *Comment Letter "Re: SEC Staff Paper, Exploring a Possible Method of Incorporation (File No. 4-600)"*, November 15, 2011.

米国におけるIFRSの組み込みに関する 2つのSECのスタッフ・ペーパー

はじめに

2011年11月16日、米国証券取引委員会（SEC）は、米国の発行企業の財務報告制度への国際財務報告基準（IFRS）の組み込みに関する検討のためのワーク・プランの一環として、2つのスタッフ・ペーパー「米国会計基準とIFRSの比較」（以下「基準比較ペーパー」という。）及び「実務におけるIFRSに関する分析」（以下「実務分析ペーパー」という。）を公表した。

本稿では、これらのスタッフ・ペーパーについて解説する。FASBのボード・メンバーやスタッフが、個人の見解を表明することは奨励されており、本稿では、筆者個人の見解が表明されている。会計上の問題に関するFASBの公式見解は、厳正なデュー・プロセス、審議を経たものに限られている。

スタッフ・ペーパー「米国会計基準とIFRSの比較」

【背景】

2010年2月に公表された「コンバージェンス及びグローバルな会計基準を支持する委員会声明」において、SECは、スタッフに対し、ワーク・プランを策定し、これを実行するよう指示をした。このワーク・プランの目的は、現行の米国の発行企業のための財務報告制度から、IFRSを組み込んだ制度に移行するかどうか、いつ移行するか、また、どのように

移行するのかをSECが決定するに当たり、関連する特定の領域及び要件を検討することであった。

ワーク・プランは、着目すべき6つの領域に分かれている。第1の領域には、米国内の財務報告制度で用いる上で十分にIFRSが開発され、適用されているかどうかの評価が含まれている。この領域は、IFRSを更に検討する上で、IFRSが高品質であり、十分に包括的であるかどうかを検討する必要があると述べたSECの声明に対応するために設けられたものである。SECは過去に、高品質の会計基準とは、投資家、貸付者及び債権者、並びに、その他資本の配分に関する意思決定を行う者にとって有用な、一貫性があり、比較可能な関連性及び信頼性のある情報を要求するものであると述べている。

ワーク・プランにおいて、SECのスタッフは、十分にIFRSが開発され、適用されているかどうかの評価には、IFRSが指針を提供していないか、米国会計基準よりも指針が少ない領域を棚卸することが含まれると指摘した。SECのスタッフがこの棚卸を実施する方法は、2010年10月の進捗報告書において述べられたが、それは、IASBが公表した形そのままのIFRSの文言と米国会計基準の文言とを分析するというものであった。基準比較ペーパーは、この分析結果を要約したものである。

【米国会計基準との比較】

SECのスタッフは、米国の発行企業の財務報告制度にIFRSを組み込

むに当たってIFRSが満たさなければならぬ最低限の開発度合いを設定することはせず、IFRSの評価を行う枠組みに文脈を与えるために比較アプローチを用いた。SECのスタッフは、次の理由により、IFRSを米国会計基準と比較することにした。

- (1) 米国の発行企業が現在、適用している会計基準であり、米国の発行企業の財務諸表の分析を行うに当たり、投資家がIFRSに修正することが要求される元の会計基準であるため。
- (2) IFRSが現在、米国会計基準と同じ又は類似する規定を有している領域について、米国会計基準が高品質であることを前提に、IFRSも高品質であると考えられることから、SECのスタッフによる検討を最小化することが可能となるため。

この結果、SECのスタッフによるレビューは、IFRSの規定と米国会計基準の規定が異なる領域を特定することに着目した。このレビューには、IFRSと米国会計基準の間の差異が、単独で又は総合的にIFRSの品質にどのような影響を与えるのかについての分析が含まれていない。

【分析の範囲】

SECのスタッフは、米国会計基準の規定をレビューし、それらの規定について、同等の又は対応するIFRSの規定がある場合には、これと比較した。その際に、SECのスタッフは、FASBとIASBが現在、共同で取り組んでいるMoUプロジェクト及び関連する共同プロジェクトの対象

となっている米国会計基準の規定及びIFRSの同等の規定について、レビューの対象から外した。SECのスタッフは、残る米国会計基準のFASBによる会計基準のコード化体系（FASB-ASC）のTopicと、同等の又は対応するIFRSの規定を分析した。

基準比較ペーパーは、評価を行ったFASB-ASCの各Topicについて、原則レベルでの考察を要約している。その上で、米国会計基準とIFRSの差異の、より具体的な例を用いてハイレベルでの考察を補足している。なお、基準比較ペーパーにおいて議論されている差異は、米国会計基準とIFRSの間の差異を網羅していない。

SECのスタッフは、財務報告に対してより重要性のある、広範な影響があると考えられる例を示すことに注力した。しかし、SECのスタッフは、米国会計基準とIFRSの間の差異の影響は、個別の作成者及び投資家ごとに異なることを認識している。

SECのスタッフの分析の対象となったFASB-ASCのTopicとIFRSの会計基準は、分析時において確定しており、権威ある指針の体系において組み込まれたもの（一般に、2010年6月30日までに確定した米国会計基準の指針及び2010年1月1日までに確定したIFRSの指針）である。分析開始後も、FASBとIASBが新しい会計基準を公表したり、既存の会計基準を改訂したことを踏まえ、SECのスタッフは、改訂後の指針が、米国会計基準とIFRSの間の比較において重要な影響がある場合（会計基準間の差異が縮小する場合も拡大する場合も含む。）には、分析の内容を更新している。

【SECの規則及び規制】

SECのスタッフの分析は、一部の

例外を除き、SECの規則及び規制を考慮していない。基準比較ペーパーの目的が、各国の政府機関（証券規制当局を含む。）が提供する追加的な規定又は解釈指針を考慮せずに、FASBが認知している米国会計基準と、IASBが公表したそのままの形でのIFRSの異同についてのSECのスタッフの評価の要約を示すことにあつたためである。各国の法律及び規制は、各国におけるIFRSの適用に影響を与える可能性があり、したがって、企業間、産業間、及び国家間のIFRSの一貫した適用に影響を与える可能性がある。

2010年2月の委員会声明とワーク・プランは共に、IFRSの適用と、グローバルな適用の一貫性を考慮することの重要性について述べている。しかし、基準比較ペーパーを作成する上で行った分析は、適用の一貫性に関する分析とは別のものである（これについては、後述する実務分析ペーパーにおいて分析されている）。さらに、SECが何らかの形でIFRSを米国の財務報告制度に含めることとした場合に、SECの規則及び規制、並びにSECのスタッフによる指針について修正すべきかどうかについては、別途、評価する必要がある。

【一般的な考察及び明確化】

基準比較ペーパーにおいて、SECのスタッフは、米国会計基準の文言とIFRSの文言を比較した結果、発見した詳細な差異のいくつかについて議論している。一般論として、米国会計基準は、IFRSよりも詳細かつ具体的な規定を含んでいる。IFRSが全く対応する指針を提供していない場合もあれば、IFRSがハイレベルでの指針又は一般的な指針を含むものの、米国会計基準の規定と直接的に比較

可能ではない場合もある。なお、IFRSに規定があるものの、対応する米国会計基準が存在しない場合もある（例えば、IAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」）が、比較の対象となる米国会計基準が存在しないため、基準比較ペーパーはそのような領域について議論していない。

SECのスタッフの分析は、指針の存在（又は欠如）による米国会計基準とIFRSの差異を特定することを可能にしたものの、その差異がどの程度、実務において影響があるのかについては情報をもたらさなかった。差異の一部（指針の量による差異も、会計基準において実際に用いられている表現の差異も含む。）については、重要な会計実務上の帰結がなかったり、一部の企業及び業種に影響を与えるものの、より大きな母集団の部分集合については適用上の差異をもたらさない可能性がある。逆に、差異の一部はより重要である可能性がある。

基準比較ペーパーに含まれる差異は、必ずしもIFRSの品質と直接的又は一貫的な相関がない可能性がある。また、米国会計基準とIFRSの間に差異（基準比較ペーパーに含まれないものを含む。）が存在しても、米国の財務報告制度にIFRSを組み込むに当たってこれらを解消する必要があることを意味しているわけではない。

基準比較ペーパーは、IFRSの組み込みに関するSECの検討を促進するために、ワーク・プランの一環として行うさまざまな取組みの1つにすぎない。ワーク・プランの領域の多くは関連しており、ある領域における考察が他の領域における考察の影

響を受ける可能性がある。

米国会計基準とIFRSの比較を考えるに当たり、SECのスタッフは、米国会計基準とIFRSの間の次の根本的な差異があることを考慮する必要があると考えている。

- (1) IFRSは、全業種の取引に適用される会計処理の広範な原則を含み、具体的な指針が限られており、一

【図表1】 規定を比較したテーマ

会計上の変更及び誤謬の訂正	有形固定資産	その他の費用
1株当たり利益	負債	研究開発
期中報告	資産除去及び環境債務	法人所得税
リスク及び不確実性	退出又は処分コスト債務	事業結合
セグメント別報告	コミットメント	外国為替関連及びインフレーション
現金及び現金同等物	偶発事象	非貨幣性取引
その他の投資	保証	関連当事者の開示
棚卸資産	長期負債	企業再編
その他の資産及び繰延コスト	報酬（株式に基づく報酬を除く。）	後発事象
無形資産	株式報酬	

スタッフ・ペーパー「実務におけるIFRSの分析」

【背景】

実務分析ペーパーは、将来の決定に資する情報をSECに提供するため、実務におけるIFRSの適用に関する考察を示すことにより、ワーク・プランの実行に貢献している。スタッフ・ペーパーは、IFRSの適用と米国会計基準の適用を比較することを意図しておらず、実際、比較をしていない。したがって、米国会計基準を用いて報告する企業において同様の問題が存在する場合がある。

実務分析ペーパーにおける考察は、米国の発行企業のための財務報告制度にIFRSを組み込む段階にあるのかどうかを決定付けることを意図していない。このスタッフ・ペーパーは、IFRSの組込みに関するSECの検

一般的原則に対する例外が示されている。

- (2) FASBとIASBの概念フレームワークの間で根本的な差異が存在する。

【比較を行ったトピック】

SECのスタッフは、トピックに分けて規定を比較した。その一覧は図表1のとおりである。

183社の国別の分布は図表2のとおりであった。

【図表2】 国別の分布

国	企業数
ドイツ	35
フランス	34
イギリス	26
中国	14
スペイン	11
オランダ	10
オーストラリア	9
スイス	9
イタリア	8
スウェーデン	6
ベルギー	5
その他（11か国）	16
合計	183

③ 業種別の分布

183社の業種別の分布（Fortune Global 500の分類による。）は図表3のとおりであった。

【図表3】 業種別の分布

業種	企業数
銀行業	38
石油精製	14
テレコミュニケーション	12
食料品店及び薬局	11
電力・ガス・水道	11
エンジニアリング及び建設	10
自動車及び部品	10
保険	9
鉱業及び原油生産	6
建設資材及びガラス	5
化学	5
エネルギー	5
医薬品	5
その他（23業種）	42
合計	183

④ IFRSの種類

183社がIFRSにより財務諸表を作成したという場合、そのIFRSは、具体的には、（修飾語がない）IFRS、IASBが公表したそのままの形でのIFRS、欧州連合が採用したIFRS、

討を促進するために、ワーク・プランの一環として行うさまざまな取組みの1つにすぎない。

【分析の対象】

① 企業の抽出方法

SECのスタッフは、収益で見た世界のトップ500社のリストを公表するFortune Global 500の2009年版に基づき、企業を抽出した。具体的には、IFRSにより財務諸表を作成し、かつ、英語による財務諸表を公表している、リスト上の全ての企業を抽出した。500社のうち、286社はIFRSにより財務諸表を作成しておらず、27社は財務諸表を公表しておらず、3社は英語により財務諸表を公表しておらず、1社は買収されたため、財務諸表がもはや入手可能ではなかったことから、最終的に183社が分析の対象となった。

② 国別の分布

又はオーストラリアが採用したIFRSを指していた。

⑤ SEC登録企業かどうか

分析時点において、47社がSEC登録企業であり、29社はかつてSEC登録企業であった。

【分析の方法】

① 分析の方法

SECのスタッフは、分析の一環として、各社の財務諸表を読み、開示の透明性及び明瞭性、該当する会計基準への準拠、並びに、財務諸表の比較可能性を含む、多数のデータについて考察を行った。SECのスタッフは、IFRSの認識及び測定に関する規定が実務においてどのように適用されているのかに着目した。SECのスタッフは、質問とその回答をレターでやり取りするプロセスを用いずに、企業の財務諸表に開示されている情報から評価のためのデータを取得した。

② 開示レビュー・プログラムとの関係

分析の一環としてSECのスタッフが実施した作業は、SEC登録企業に対し、企業の会計処理及び開示をより良く理解できるような追加的な補足情報を要求することができる、SECの企業財務部による開示レビュー・プログラムとは異なるものである。しかし、SECのスタッフは、実務分析ペーパーの最後において、IASBが公表したそのままの形でのIFRSにより財務諸表を作成したと開示した約170の外国登録企業（FPI）のうち約140社の財務諸表を開示レビュー・プログラムの一環としてレビューした結果、SECの企業財務部からの質問が多かった領域を紹介している。

③ 分析したトピック

SECのスタッフは、トピックに分

けて分析を行った。その一覧は次頁の図表4のとおりである。

【分析の結果】

分析の結果、企業の財務諸表は、一般に、IFRSの規定に準拠しているように見受けられることが判明した。しかし、スタッフの分析において、次の2点が浮き彫りになったことから、これらのテーマと合わせて検討する必要があるとしている。

① 財務諸表の透明性及び明瞭性

全トピックを通じ、財務諸表の透明性及び明瞭性は更に高めることができる。例えば、一部の企業は、その企業にとって関連性があると見受けられる特定の領域の会計方針に関する開示を行わなかった。また、多くの企業は、投資家による財務諸表の理解を支援するだけの十分な詳細度又は明瞭性をもって会計方針に関する開示を行っていないように見受けられた。一部の企業は、該当する会計基準の表現と整合しない表現を用いていた。さらに、一部の企業は、現地国の指針に言及したものの、その具体的な規定が不明瞭であることが多かった。したがって、特定の開示は、企業の取引の性質及びそれらの取引がどのように財務諸表に反映されたのかを理解することを困難なものとした。

開示（又はその欠如）が、企業の会計処理がIFRSに準拠しているかどうかについて疑問を生じさせることもあった。前述したように、実務分析ペーパーを作成する上で行った分析は、SECの企業財務部による開示レビュー・プログラムの一環として行われなかったため、SECのスタッフは、疑問の多くを解決したであろう追加的な情報をこれらの企業から入手することができなかった。

② IFRSの適用方法の多様性

IFRSの適用方法の多様性が、国家間又は業種間の財務諸表の比較を困難なものとした。この多様性は、さまざまな要因に起因している。IFRSが明示的に認めている選択肢又は特定の領域における指針の欠如により、会計基準そのものにより多様性が生じたと見受けられる場合もあれば、企業がIFRSに準拠していないことにより多様性が生じたと見受けられる場合もあった。

現地国の会計基準設定主体又は規制当局が、IFRSが既に認めている選択肢を狭めたか、追加的な指針を提供したことにより、IFRSの会計基準そのものにより生じる可能性のあった多様性が抑制されたこともあった。また、IFRSにより作成した財務諸表において、従前の自国基準の実務を持ち越す傾向によっても、多様性は抑制された。現地国における追加的な指針や従前の自国基準の実務を持ち越す傾向は、特定の国における比較可能性を高める可能性があるものの、グローバルな比較可能性を減じる可能性がある。

おわりに

ワーク・プランの一環として公表されたスタッフ・ペーパーには、本稿で紹介したもののほかに、2011年5月26日に公表された「考えられる組込方法の探究」がある¹。本稿で紹介したスタッフ・ペーパーが、IFRSの実態調査を行っているのに対し、このスタッフ・ペーパーは、IFRSの実態を踏まえた上で、米国会計基準へのIFRSの組込方法について議論しているため、順序としては、本稿で紹介したスタッフ・ペー

[図表 4] 適用を分析したトピック

会計方針	資産の会計処理 (つづき)	費用の会計処理 (つづき)
会計方針の変更	金融商品	従業員給付
会計方針の開示	認識及び測定	確定給付制度
財務諸表への変更	公正価値オプション	割引率
財務諸表の表示	通常の購入又は売却を行う金融	開示
貸借対照表	資産の測定	借入費用
貸借対照表上の分類	売却可能投資	広範な取引の会計処理
法人所得税資産及び法人所得税	ヘッジ会計	事業結合
負債の相殺表示	貸倒引当金及び貸付金の減損	認識及び測定
貸借対照表本表における追加的	貸付金の直接償却	共通支配下の取引
な開示	条件を変更した貸付金	売却目的で保有する非流動資産及び
損益計算書	開示	非継続事業
損益計算書の表示	投資不動産	定義
費用の表示	農業	表示
小計及び行項目の表示	負債の会計処理	開示
キャッシュ・フロー計算書	認識及び測定	事業セグメント
様式	開示	事業セグメントの決定
営業活動より生じるキャッシュ・	株主資本の会計処理	事業セグメントの集約
フロー	株主資本における別個の勘定	企業全体の開示
項目の営業、投資、及び財務の	金融商品の負債又は株主資本への分類	リース
各カテゴリーへの分類	金融資産と金融負債の相殺表示	外国為替レートの変動の影響及び超
非継続事業の表示	収益の会計処理	インフレ経済における報告
現金同等物	全般	関連当事者取引の開示
注記	複数の要素を有する販売取引	子会社の連結
注記の表示	特定の業種に固有の収益認識	関連会社への投資
財務諸表外の注記	表示	ジョイント・ベンチャーに対する持分
1株当たり情報	工事契約	業種に固有の領域における会計処理
資産の会計処理	政府補助金の会計処理及び政府援助の開示	保険契約
棚卸資産	費用の会計処理	保険事業に適用する包括的な会
棚卸資産の測定の基礎	株主に基づく報酬	計処理
棚卸資産の原価の資産化	認識及び測定	貸借対照表における表示
棚卸資産の数量	公正価値を測定するに当たって	保険負債の認識
貸借対照表上の分類	の仮定	契約獲得コスト
開示	開示	クレーム・ディベロップメント表
無形資産	法人所得税	採掘産業
有形固定資産	IAS第12号により会計処理する	探査及び評価コストの資産化及
当初認識	税金の範囲	び分類
当初認識後	繰延税金資産及び繰延税金負債	天然資源の埋蔵量を見積もるに
減価償却	の認識	当たって用いた指針
資産の減損	子会社、支店、関連会社、及び	石油・ガス活動の会計処理に用
資金生成単位の決定	ジョイント・ベンチャーに関	いた方法
使用価値の算定	連する繰延税金資産及び繰延	減価償却及び償却
開示	税金負債	
	税金資産及び税金負債に用いる	
	税率	
	繰延税金資産の認識	
	法人税に関連する偶発事象	

パーを最初のスタッフ・ペーパーよりも先に（又は少なくとも同時に）公表すべきであったという意見もある。

スタッフ・ペーパーはSECのスタッフが作成したものであり、SECが公

式に承認したものではない。本稿執筆時点では、SECは、米国の発行企業の財務報告制度にIFRSを組み込むかどうか、また、組み込むとした場合のその方法について意思決定を行っていない。スタッフ・ペーパー

とこれに寄せられたコメントは、SECが意思決定を行うに当たっての判断材料となる予定である。

なお、2011年12月に開催された米国公認会計士協会（AICPA）の全国大会において、SECのKroeker主任

会計官は、ワーク・プランに基づく最終報告書の作成には更に数か月が必要であるとしており、SECの意思決定が2012年以降に行われる可能性が示唆されている。

〈注〉

1 このスタッフ・ペーパーの解説については、拙稿「解説 IFRSの組込みに関する米国SECのスタッフ・ペーパー」(『会計・監査ジャーナル』No. 673、2011年8月号39～46頁)を参照されたい。

〈参考文献〉

Securities and Exchange Commission, *Staff Paper, Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers-A Comparison of U.S. GAAP and IFRS*, November 16, 2011.

Securities and Exchange Commission, *Staff Paper, Work Plan for the Consideration of Incorporating*

International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers - An Analysis of IFRS in Practice, November 16, 2011.



教材コード	J 0 2 0 6 4 6
研修コード	2 1 0 4 0 1
履修単位	1単位